

財務諸表に対する注記（足羽利生苑拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券等・・・償却原価法（利息法）
- ② 上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は時価（再調達原価）が簿価よりも下落した場合には時価評価額による評価）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③ リース資産

a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成25年3月31日（会計基準移行年度の前年度末）以前のものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 徴収不能引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債券等特定の債券については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

職員の賞与の支給（平成27年6月）に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属（計算期間：平成26年10月～平成27年3月）する金額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。）を計上しております。

③ 退職給付引当金

a) 福井県民間社会福祉施設職員退職共済会に係る退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上しております。

3. 拠点で採用する退職給付制度

当拠点が採用する退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び福井県民間社会福祉施設職員退職共済会の退職手当共済制度を採用しております。

4. 拠点が作成する財務諸表とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっています。

(1) 足羽利生苑拠点区分が作成する財務諸表

- ① 資金収支計算書 [会計基準：第1号の4様式]
- ② 事業活動計算書 [会計基準：第2号の4様式]
- ③ 貸借対照表 [会計基準：第3号の4様式]

(2) 拠点区分資金収支活動明細書 [会計基準：別紙3] は省略しています。

(3) 拠点区分事業活動明細書 [会計基準：別紙4]

- a) 介護老人福祉施設【足羽利生苑】
- b) 短期入所生活介護【足羽利生苑】
- c) 地域密着型介護老人福祉施設【足羽利生苑】
- d) 通所介護【足羽利生苑】
- e) 認知症対応型通所介護【足羽利生苑】
- f) 居宅介護支援【足羽利生苑】
- g) 地域支援【足羽利生苑】

5. 基本財産の増減内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	期首時点変更額※	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	9,623,870	0	0	0	9,623,870
建物	379,743,311	△ 3,335,925	0	20,618,925	355,788,461
合計	389,367,181	△ 3,335,925	0	20,618,925	365,412,331

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規程による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

勘定科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	687,178,189	331,389,728	355,788,461
構築物	6,223,468	2,355,270	3,868,198
車輦運搬具	7,366,010	7,366,001	9
器具及び備品	87,019,554	57,770,167	29,249,387
ソフトウェア	5,332,693	2,355,294	2,977,399
合計	793,119,914	401,236,460	391,883,454

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な偶発債務
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 全ての償却資産について、新しい固定資産管理システムに移行するにあたり、適用する耐用年数、償却方法及び表示区分について法人として統一した適用となるよう見直しを行い、取得時に遡及して訂正しています。なお、金額的に重要な内容については以下のとおりです。

- ① 定額法、旧定額法で計算されている全ての償却資産について、耐用年数で計算する方法から償却率で計算する方法に取得時から遡及して計算し直しました。なお、新基準を適用した平成 25 年度については償却率による計算で処理しています。

なお、平成 10 年 3 月 31 日以前に取得した建物については、「財産の処分制限期間」に到達する前に国庫補助金等特別積立金がゼロとなる資産があります。

以下、期首時点における変更額です。

(単位：円)

勘定科目	前期末帳簿価額	期首時点変更額	当期首帳簿価額
建物（基本財産）	379,743,311	△ 3,335,925	376,407,386
構築物	5,300,695	124,050	5,424,745
車輛運搬具	9	0	9
器具及び備品	35,588,236	△ 2,810,956	32,777,280
ソフトウェア	3,388,067	△ 11	3,388,056
償却資産計	424,020,318	△ 6,022,842	417,997,476
国庫補助金等特別積立金	112,186,480	△ 1,673,602	110,512,878